第５期芦北町障がい者プラン、第７期芦北町障がい福祉計画
第３期芦北町障がい児福祉計画
素案に対する意見公募（パブリックコメント）の実施について

１．意見公募の趣旨

本町では、第５期芦北町障がい者プラン、第７期芦北町障がい福祉計画及び第３期芦北町障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）の策定にあたり、本計画の素案を町民の皆様に広く周知し、計画づくりの参考とするため、パブリックコメントを実施します。

２．本計画について

（１）計画策定の趣旨

本町では、第４期芦北町障がい者プラン、第６期芦北町障がい福祉計画及び第２期芦北町障がい児福祉計画により、すべての障がいのある人の自立と社会参加の実現をめざして、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、障がい福祉サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進してまいりました。

これらの計画が、令和６年３月をもって終了することから、今後も町の障がい者福祉の推進を図るため、本計画の策定を進めています。

（２）計画の期間

第５期芦北町障がい者プランは、令和６年度を初年度とし、６年１期の令和１１年度を最終年度とします。

第７期芦北町障がい福祉計画及び第３期芦北町障がい児福祉計画は、令和６年度を初年度とし、３年１期の令和８年度を最終年度とします。

３．意見公募する計画

・第５期芦北町障がい者プラン　　素案
・第６期芦北町障がい福祉計画　　素案
・第２期芦北町障がい児福祉計画　素案

４．募集期間

令和６年１月５日（金）から令和６年２月５日（月）までの３０日間

5．素案の閲覧場所

（1）芦北町ホームページ

（2）芦北町役場本庁舎１階総合案内、田浦支所、湯浦出張所、吉尾出張所、大野出張所、総合コミュニティセンター

6．意見を提出できる方

町内在住者、町内勤務者、町内に事務所または事業所を有する個人・法人・その他団体

7．意見の提出方法及び提出先

意見書の様式により、以下のいずれかの方法で提出をお願いします。なお、電話での意見は受け付けておりません。

（1） WEB回答フォーム：https://logoform.jp/form/Yk4D/407489

（2）公募箱へ投函の場合　素案の閲覧場所に設置した公募箱への投函

（3）郵送の場合　〒８６９－５４９８　芦北町大字芦北２０１５番地
「芦北町役場　福祉課　障がい者福祉係」宛て

（4）ファックスの場合　FAX番号：０９６６－８２－２８９３

（5）電子メールの場合　メールアドレス：syougaisya@town.ashikita.lg.jp

8．意見の取り扱い

寄せられた意見は、住所、氏名など個人情報を除き、意見に対する町の考え方を示して公表させていただきます。ただし、意見提出者に対しての個別回答は行いません。

なお、住所、氏名、連絡先の記入のない応募、誹謗中傷については、意見として取り扱いません。

9．お問い合わせ先

芦北町福祉課　障がい者福祉係 TEL：０９６６－８２－２５１１(内線１５２)